

被 保 険 者 各 位

三越伊勢丹健康保険組合
理 事 長 藤 森 健 至
(公 印 省 略)

組 合 規 約 一 部 変 更 に つ い て

当組合の規約の一部変更について、令和 4 年 3 月 30 日付で認可されましたので
公告します。

記

- ・第 6 条第 2 号「日本国外にある者であってその期間が 3 月以上の者」を「日本国外にある者」に改める。
- ・第 8 条第 1 項中「(連記)」を削る。
- ・第 9 条第 1 項中「互選議員の選挙においては、」の次に「選挙区ごとに」を加え、同条第 3 項中「投票及び開票の管理並びに」を「投票、開票の管理及び」に改める。
- ・第 10 条第 1 項中「選挙の結果、」の次に「各選挙区において」を加える。
- ・第 17 条条文見出しを「組合会の招集手続」から「組合会招集の手続」に改める。
- ・第 27 条第 1 項中「無記名投票による選挙により行わなければならない。」の次に「ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りではない。」を加える。
- ・第 29 条第 4 項中「前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。」を「前項の規定は、監事について準用する。」に改める。
- ・第 34 条第 2 項中「処理する」を「掌理する。」に改める。
- ・第 36 条第 2 項中「決議数」を「議決数」に改める。
- ・第 42 条の 2 を削る。
- ・第 43 条の 2 を次のように改める。
「介護保険料額の 16.60 分の 8.30 は事業主、16.60 分の 8.30 は被保険者において負担する。」
- ・第 48 条第 1 項中「第 11 号」を「第 10 号」に改める。
- ・第 50 条中「機関誌及び」を削る。
- ・第 51 条を削り、第 52 条を第 51 条とし、第 53 条から第 59 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附則 この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

以上